

うなる

介護報酬

共生型サービス

問題が起きていています。

政府は「共生型サービ

ス」で、高齢障害者が65歳を過ぎても従来の事業所を利用できるようにな

ると説明していますが、生活を支える実質的なサービスが限定されるという

根本的問題の解決にはな
りません。

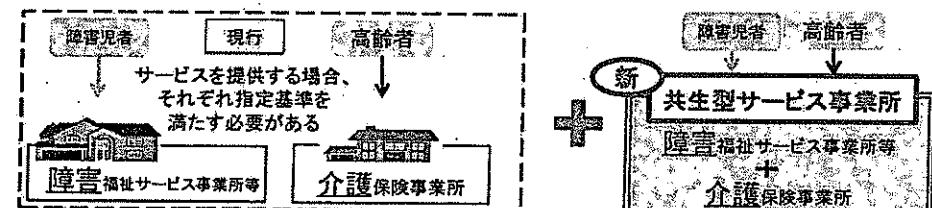
介護保険法改定によつ

て、「介護医療院」とともに新設されるのが「共生型サービス」です。介護保険、障害福祉いずれかの指定を受けた事業所

が、他方の制度の指定を受けやすいように基準を緩和し、高齢者介護と障害児・者の両方に対応できるようにするものです。

具体的な人員基準などはこれから議論されます
が、内容の異なる障害福祉と介護保険のサービスを「一体化」することで、人員基準などがより「低い方」に合わせられ、費の低下につながる懸念があります。

障害福祉のサービス利



「共生型サービス」のイメージ（厚生労働省の資料から）

「地域共生社会の実現」の掛け声のもので、障害者に対する専門サービスを「総合事業」に押し流すことで公的責任があいまいにされます。さら

に、介護保険と障害福祉施策の「一体化」は、強い批判を受けてこれまで何度も否定されてきましたが、「共生サービス」として報酬改定に盛り込むことで、実質的に先取りするよりもなりかねません。

(つづく)

用では、住民税非課税世帯だと自己負担はあります
せんが、65歳を過ぎると「介護保険優先原則」により介護保険が適用され、自己負担や利用限度が生じ、負担増やサービス打ち切り・縮小という